

議第18号

平成26年度京都市水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都市水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項 \ 区 分	事 業 量	概 要
年 間 総 給 水 量	191,625,000 ^{m³}	
1 日 最 大 給 水 量	569,000	
1 日 平 均 給 水 量	525,000	
期 首 使 用 者 数	754,500 ^件	
期 末 使 用 者 数	758,500	
増 加 見 込 数	4,000	
主 要 な 建 設 改 良 事 業	千円	
上 水 道 整 備 事 業	15,500,000	
上水道機能維持・向上 対策	11,021,000	地震対策及び改築更新
浄水処理強化対策	359,000	浄水処理の強化
鉛製給水管解消	3,090,000	鉛製給水管の取替え
創エネルギー対策	310,000	大規模太陽光発電設備の設置
庁 舎 建 設	720,000	庁舎の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益 34,068,000千円

第1項 営 業 収 益 31,955,863千円

第2項 営業外収益	2,112,137千円
-----------	-------------

支 出

第1款 水道事業費用	35,191,000千円
------------	--------------

第1項 営業費用	24,019,892千円
----------	--------------

第2項 営業外費用	4,942,092千円
-----------	-------------

第3項 特別損失	6,219,016千円
----------	-------------

第4項 予備費	10,000千円
---------	----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,970,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,100,820千円及び損益勘定留保資金等13,869,180千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	12,085,000千円
-----------	--------------

第1項 企業債	10,540,000千円
---------	--------------

第2項 出資金	204,000千円
---------	-----------

第3項 国庫補助金	12,000千円
-----------	----------

第4項 補助金	102,000千円
---------	-----------

第5項 工事負担金	360,161千円
-----------	-----------

第6項 加入金	450,474千円
---------	-----------

第7項 基金収入	86,031千円
----------	----------

第8項 基金繰入金	301,000千円
-----------	-----------

第9項 寄附金	27,200千円
---------	----------

第10項 その他資本的収入	2,134千円
---------------	---------

支 出

第1款 資 本 的 支 出	27,055,000千円
第1項 建 設 改 良 費	16,221,082千円
第2項 企 業 債 償 還 金	10,737,526千円
第3項 投 資	86,031千円
第4項 そ の 他 資 本 的 支 出	361千円
第5項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上 水 道 整 備 事 業	平成27年度から平成29年度まで	千円 9,250,000
諸 施 設 整 備	平成27年度及び平成28年度	300,000
水道メーター点検業務	平成27年度から平成29年度まで	528,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
上 水 道 整 備 事 業 費	千円 7,845,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額	証 券 発 行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができ
計	7,845,000				

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、274,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、840,000千円と定める。

平成26年2月14日提出

京都市長 門川大作